

## 別紙第2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）を次のとおり改正するよう勧告する。

### 1 給与構造改革における経過措置額の廃止

付則第7項から第9項までの規定による給料は、廃止すること。

### 2 改定の実施時期等

#### (1) 改定の実施時期

この改定は、平成25年度以降、諸情勢を考慮しつつ、段階的に実施すること。ただし、(2)については、平成25年4月1日から実施すること。

#### (2) 平成25年4月1日における号給の調整

平成25年4月1日において41歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員、医療大学の学長の職にある職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員である者を除く。）のうち、当該職員の平成20年4月1日の昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、(2)による調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすること。

#### (3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。